

令和5年10月に海難審判所で言い渡された裁決24件が、ホームページに掲載されました(令和5年12月)

区 分	地方海難審判所 (函館3、仙台1、横浜3、神戸6、広島3、門司3、長崎4、那覇1)	24件 32隻
海難種類(件)	乗揚9、衝突8、施設等損傷3、衝突(単)2、死傷等2	計24件
関係船舶(隻)	貨物船10、漁船8、モーターボート8、遊漁船2、引船・押船列2、 旅客船1、水上オートバイ1	計32隻
死 傷 者(人)	死亡2、行方不明0、負傷8	計10人

上記事件のうち、横浜地方海難審判所と神戸地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① [モーターボートA\(2.0トン\) モーターボートB\(6.70m\) 衝突事件](#)

静岡県浜名港において、航行中のA船と釣りをしながら漂泊中のB船が衝突し、B船の同乗者1人が死亡した

② [貨物船A\(1,989トン\) 漁船B\(4.9トン\) 衝突事件](#)

夜間、室戸岬南方沖合において、東行するA船と南下するB船が衝突し、B船が転覆し、甲板員1人が死亡した

海難防止への
インフォメーション

① モーターボートA(2.0ト) モーターボートB(6.70m)衝突事件

(浜名港において、航行中のA船と釣りをしながら漂流中のB船が衝突し、B船の同乗者1人が死亡した)

【海難概要】 浜名港において、A船(2.0ト、1人乗組)が航行中、B船(6.70m、1人乗組、同乗者3人)が釣りをしながら漂流中、A船の船首がB船の左舷中央部に衝突し、B船の同乗者1人が外傷性ショックにより死亡し、他の同乗者1人が負傷した

【発生日時】 令和4年6月19日12時34分
 【発生場所】 浜名港
 【死傷者】 死亡1人(B船同乗者)、負傷1人(B船同乗者)
 【損傷等】 A船：船首船底外板に擦過傷及び舵軸に曲損等
 B船：左舷中央部外板に亀裂を伴う破口等(のち廃船処理)

《航法の適用》海上衝突予防法(予防法)第38・39条(船員の常務)が適用される

- ・衝突地点は、港則法(同法第10条に基づく同法施行規則第6条[停泊の制限]、同法第18条[汽艇等]及び第35条[漁ろうの制限])が適用される海域であるが、同法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である予防法が適用される
- ・予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないことから、**予防法第38・39条(船員の常務)が適用される**

《原因等》 浜名港において、A船が航行中、B船が漂流中、

A船：**見張り不十分**で、漂流中のB船を避けなかった(主因)

〔船長Aは、見張りを十分に行うべきであった〕

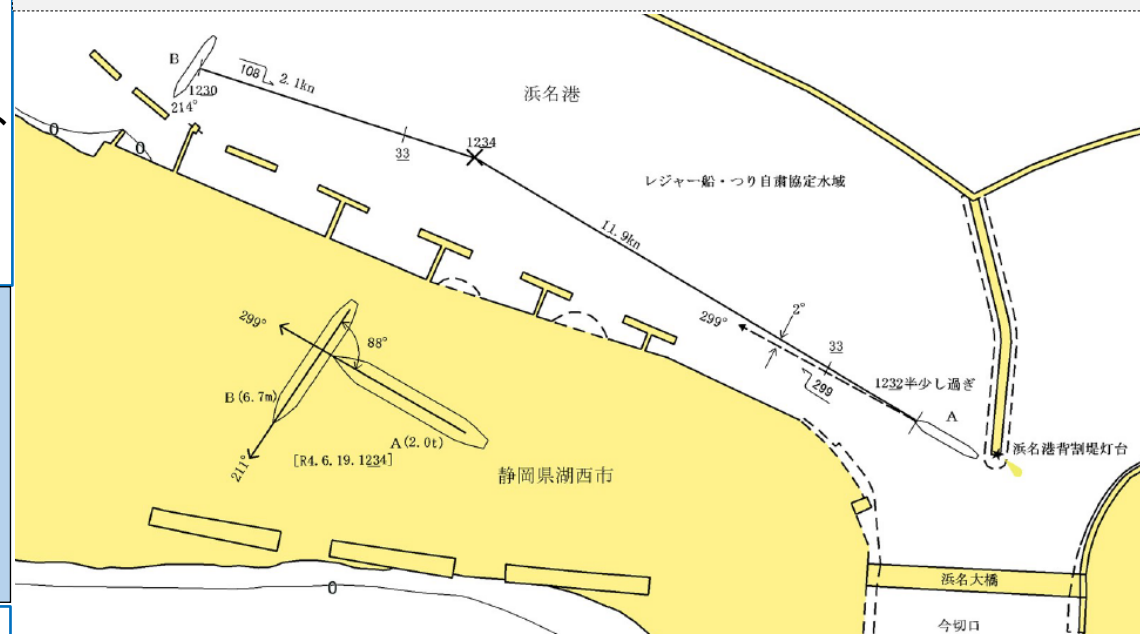
B船：**見張り不十分**で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置

をとらなかった(一因)

〔船長Bは、見張りを十分に行うべきであった〕

《背景》・船長Aは、定針時に前路を一見したときに他船を認めなかったもので、航行に支障となる船舶はいないと思った。

・船長Bは、自船が漂流しているので、航行している船舶は自船から離れて航行すると思った



《参考》(公財)浜名湖総合環境財団は、通航船舶とプレジャーボートなどの釣り船との海難を防止する目的で、静岡県舞阪漁港から浜名川河口付近まで及び今切口南方沖合を、「レジャー船・つり自肅協定水域」とし、「遊漁禁止区域」とするなどの安全対策を申し合わせ、同水域で釣りの自肅を促す旨が記載された「浜名湖船舶案内標識浜名湖の道しるべ」と題する冊子を配布している。

【受審人】

(A船) 船長：小型船舶操縦士 → 業務停止1か月

(B船) 船長：小型船舶操縦士 → 戒告

《懲戒》

* 本判決は、R5.10.25に言い渡されました。
 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 貨物船A(1,989トン) 漁船B(4.9トン) 衝突事件

(夜間、室戸岬南方沖合において、東行するA船と南下するB船が衝突し、B船の甲板員1人が死亡した)

【海難概要】 夜間、室戸岬南方沖合において、A船(1,989トン、11人乗組、空船)が東行中、B船(4.9トン、2人乗組)が南下中、A船の船首がB船の右舷船尾部に衝突し、B船は、転覆して、甲板員が落水し、溺死した

【発生日時】 令和3年11月3日05時44分少し過ぎ
【発生場所】 室戸岬南方沖合
【死傷者】 死亡1人(B船甲板員:落水して溺死)
【損傷等】 A船:球状船首に擦過傷/B船:右舷船尾部外板に圧壊等を生じ転覆

《航法の適用》海上衝突予防法(予防法)第15条(横切り船の航法)が適用される

- ・衝突地点付近の海域には、特別法である港則法及び海上交通安全法が適用されないことから、一般法である予防法が適用される。
- ・見合い関係が生じた際、両船は互いに視野の内にあり、A船からはB船の白、緑2灯を左舷船首方に、B船からはA船の白、白、紅3灯を右舷船首方にそれぞれ視認でき、互いに進路を横切り態勢で接近して衝突に至ったもので、両船がそれぞれ要求される動作をとる時間的、距離的余裕があったと認められることから、**予防法第15条(横切り船の航法)が適用される**

《原因等》夜間、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、

B船: **見張り不十分**で、前路を左方に横切るA船の進路を避けなかった(主因)

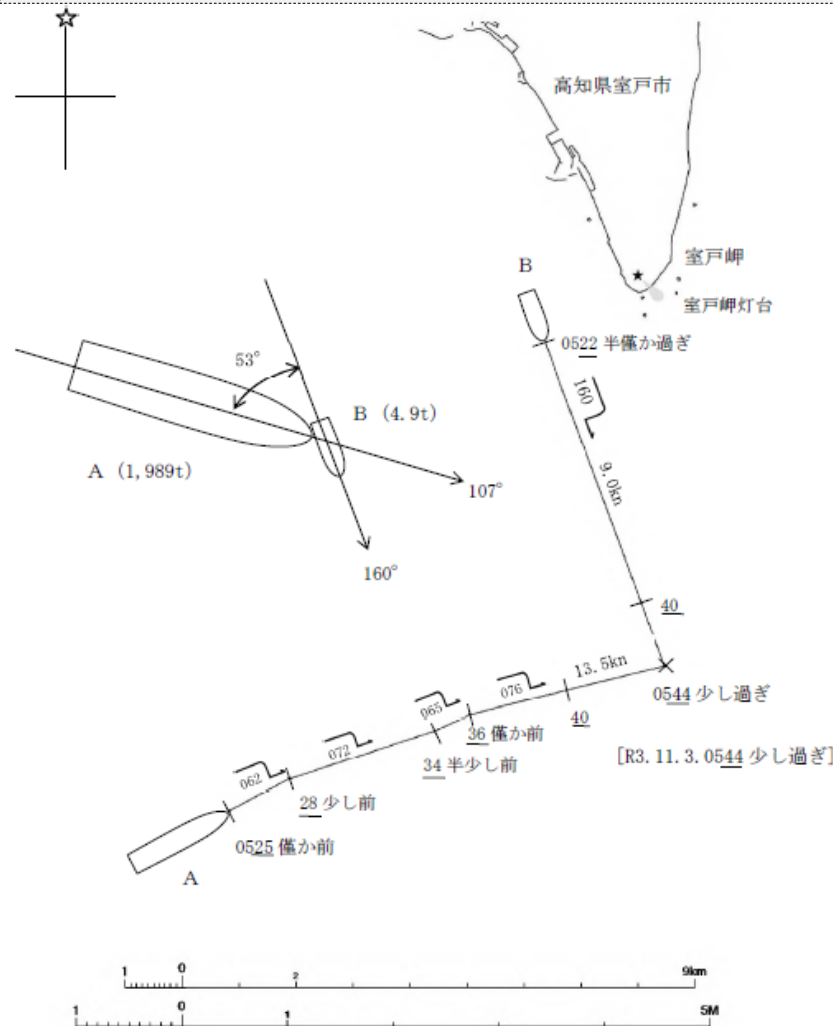
[船長Bは、見張りを十分に行うべきであった]

A船: **警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった**(一因)

[船長Aは、直ちに機関を後進に掛けて停止するなど、衝突を避けるための協力動作をとるべきであった]

《背景》・船長Bは、航行の支障となる他船はいないと思った

・船長Aは、B船が自船をいずれ避けると思った



【受審人】

(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 業務停止1か月
 (A船) 船長: 三級海技士(航海) → 戒告

《懲戒》

* 本裁決は、R5.10.31に言い渡されました。詳細は海難審判所のHPでご確認下さい